

重要

令和6年能登半島地震により影響を受けている 農林水産業者の皆様への緊急金融支援

市では、地震・津波により農林水産業施設や資機材等に被害を受け、経営を継続するために資金調達を行う農林水産業者の皆様に対して、融資実行後2年間の借入利子及び保証料負担をゼロまたは軽減する緊急金融支援制度を創設しました。

支援の内容

- 借入れ後2年分の利子相当額（最大1.5%）を一括補助
- 借入れ後2年分の保証料相当額を一括補助

対象となる方

次の要件をいずれも満たす必要があります。

- 市内に住所又は事業所を有すること。
- 市税を完納していること。
- 補助金の交付を申請する日において、継続して農林水産業を行っていること。
- 令和6年能登半島地震により被害を受け、経営を継続するために資金調達を行う農林水産業者。



津波により損傷した倉庫と散乱した漁具



地震により崩落した農地法面

市の補助事業を利用することにより利子、保証料等の実質負担を軽減できる資金
 ※表中の「融資金利（実質金利）」「保証料」は、市の支援を反映しています。

○新潟県漁業近代化資金

	内 容
資金名	新潟県漁業近代化資金
融資対象者	漁業を営む個人又は法人等 （詳しくは、東日本信用漁業協同組合連合会 上越営業店にお問い合わせください。）
資金使途	設備資金
融資限度額	9,000万円※ ₁
融資金利	年1.4%（令和6年7月19日現在。利率は改定されます。） 実質金利 1～5年目 <u>0.00%※₂</u> 6年目～ 自己負担※ ₂
融資期間	最大20年間 （うち据置期間：最大3年以内）
保証料	借入れ後 2年分の保証料相当額を一括補助 （3年目以降は自己負担） ※借入れ時の保証料率を適用します。

※₁ 貸付対象事業の額から国又は地方公共団体から交付される当該事業に係る補助金等の額を控除した額の100分の80以内

※₂ 農林水産長期金融協会が融資実行から最長5年間実質無利子となるよう利子助成

<問い合わせ・ご相談>

東日本信用漁業協同組合連合会 上越営業店 電話 025-566-5401

○上越市農林水産業振興資金

	内 容
融資対象者	農林水産業を営む個人又は法人等
資金使途	建築物の新築、改築及び改修、機械導入、資材導入、基盤整備 施設整備、運転資金 など
融資限度額	2,000万円（機械導入、建築物の新築、改築及び改修の場合） 1,000万円（上記以外）
融資金利	年1.5%（固定金利） 実質金利 1～2年目 <u>0.00%※₃</u> 3年目～ 自己負担
融資期間	15年以内（うち据置期間3年以内）（建築物の新築、改築及び改修の場合） 7年以内（うち据置期間2年以内）（上記以外）
保証料	借入れ後 2年分の保証料相当額を一括補助 （3年目以降は自己負担） ※借入れ時の保証料率を適用します。

※₃ えちご上越農業協同組合から借り入れる組合員はJAバンクが最長3年間0.80%を利子補給

<問い合わせ・ご相談>

上越市役所農村振興課 管理係 電話 025-520-5752

Mail nousonshinkou@city.joetsu.lg.jp

相談・申込窓口等の詳しい情報は二次元コードを読み取ってください。



○民間金融機関等で設定する、能登半島地震に係る緊急特別融資

	内 容
融資対象者	令和6年能登半島地震により資金繰り等に影響を受けた農林水産業者
資金使途	金融機関により設定
融資金利	実質金利 1～2年目 <u>1.5%を超過した金利を自己負担※₄</u> 3年目～ <u>自己負担</u>
保証料	借入れ後 2年分の保証料相当額を一括補助 （3年目以降は自己負担） ※借入れ時の保証料率を適用します。

※₄ 各金融機関等からの利子補給・利子助成がある場合は、これを適用後の利率を市の補助率とします。

<問い合わせ・ご相談>

上越市役所農村振興課 管理係 電話 025-520-5752

Mail nousonshinkou@city.joetsu.lg.jp

※取扱いが可能な金融機関や取扱期間は金融機関によって異なりますので、農村振興課までお問い合わせください。

市の補助事業を利用しなくても、金融機関等の支援により、利子や保証料負担が軽減される資金は以下のとおりです。融資を検討する際の参考にしてください。

資金名（お取り扱い金融機関）	借入期間	利子	保証料	備考
農林漁業セーフティネット資金 （日本政策金融公庫）	最大 15年間	貸付実行 後5年間 実質無利 子化	保証料 不要	・融資限度額：1,200万円
農林漁業施設資金（災害復旧施設） （日本政策金融公庫）	最大 15年間		保証料 不要	・融資限度額：負担額の100% 又は1施設あたり1,200万円
農業基盤整備資金 （日本政策金融公庫）	最大 25年間		保証料 不要	・復旧に係る地元負担額（最低 限度額50万円）
農業経営基盤強化資金 （日本政策金融公庫）	最大 25年間		保証料 不要	・個人3億円（複数部門経営 等は6億円） ・法人10億円
経営体育成強化資金 （日本政策金融公庫）	最大 25年間		保証料 不要	・個人1億5,000万円 ・法人・団体5億円以内
新潟県農業近代化資金 （農協等民間金融機関）	最大 20年間		引受当初5年 間保証料免除	・個人1,800万円 ・法人・団体2億円
災害復旧支援資金 （JAえちご上越）	最大 10年間		一括前払いの場 合、5年間は保証 料助成の対象	・融資限度額：2,000万円
令和6年能登半島地震 JF マリン バンク災害緊急資金 （東日本信用漁業協同組合連合会 上越営業店）	最大 10年間		一定条件を満 たすと最長5 年間の保証料 を免除	・融資限度額：600万円

※各資金の詳細は、お取り扱い金融機関にお問い合わせください。

===市の補助金を申請する場合===

申込期限

令和7年3月14日(金)まで

※期限内に融資実行が完了していることが要件になります。

お手続きの流れ

1 相談

金融機関へ融資の相談を行います。

2 事務手続き

融資を受けるために必要な手続きを行います。併せて、事務手続きを円滑に行うため、融資を受ける方の資金借入れに関する資料について、金融機関が市に提供することへの同意書を提出します。（金融機関ごとに対応は異なります。）

3 審査・貸付実行

金融機関での審査があります。審査後、金融機関が貸付を実行します。

4 市への補助金交付申請

補助事業の対象要件を満たしている方は交付申請書を市へ提出します。

5 審査・交付決定

市は補助金の交付申請書類を審査した後、補助金の交付決定を行い、その結果を申請者に郵送します（交付決定通知）。

6 請求書提出

交付決定通知に同封の請求書を期限までに市へ提出します。

7 補助金の交付

請求書の審査を行い、補助金を交付します（口座振込）。

<問い合わせ・ご相談>

上越市役所 農村振興課

電話 025-520-5752

Mail nousonshinkou@city.joetsu.lg.jp